

令和6年10月1日

一般名処方加算に関する掲示

当診療所では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方」(一般的な名称により処方箋を発行すること)を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

また、令和6年10月から医療上の必要性がないにもかかわらず、患者様が「長期収載品」を選択した場合には、後発品との差額の4分の1を患者様が負担する仕組み(「選定療養」)が導入されています。

ご理解、ご協力のほどお願いいたします。

- 一般名処方とは お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数の薬が選択でき、患者様に必要な薬が提供しやすくなります。
- 長期収載品とは後発品のある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものや、後発品置き換え率が50%以上ものなど要件にあった品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。
- 選定療養とは保険診療と保険外診療をあわせて行うことができるようにした制度の1つで保険外診療にあたるものです。